

2 稲 高 号 外

令和 2 年 4 月 1 4 日

居宅介護支援事業者 各位

稲沢市市民福祉部高齢介護課

指定居宅介護支援の具体的取扱方針に係る留意点について（その 2）

平素は、本市の介護保険行政につきまして格別の御協力を賜り、誠にありがとうございます。

このことについて、新型コロナウイルス感染症対策愛知県緊急事態宣言が発出されたことを受け、令和 2 年 2 月 2 8 日付け 3 1 稲高号外「指定居宅介護支援の具体的取扱方針に係る留意点について」を下記のとおり変更・追加しますので、適切な対応をお願いします。

なお、サービス担当者会議の開催、モニタリング、アセスメント及び居宅サービス計画の説明、同意、交付に係る取扱いは、新型コロナウイルス感染症による感染が収束するまでの当分の間に限るものです。

記

1 サービス担当者会議の開催について

基準第 1 3 条第 9 号に規定するサービス担当者会議について、新型コロナウイルスによる感染拡大防止の観点から、以下の点に特に留意していただき適切な対応をお願いします。

(1) サービス担当者会議を開催しない場合

次のような場合は、やむを得ない理由がある場合に該当するものとして、サービス担当者会議を開催しないで、担当者に対する電話や F A X、メール等での照会により意見を求めることができるものとする。

○ 利用者が医療機関（高齢者施設）に入院（入居・滞在）している場合

○ 利用者の状態に大きな変化がみられずサービス種別が変わらない場合

○ 要介護（要支援）認定の更新に伴う場合

○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とする場合

なお、サービス担当者会議を開催しない場合、利用者の状況等についての情報や当該居宅サービス計画の原案の内容について、緊密に相互の情報交換を行い、居宅介護支援においては「サービス担当者会議の要点（第4表）」又は「居宅介護支援経過（第5表）」に、介護予防支援においては「介護予防支援経過記録（サービス担当者会議の要点を含む）」に、担当者と連携した内容及び新型コロナウイルス感染症による対応であることを記録すること。

(2) サービス内容を急遽変更する場合

社会福祉施設等（通所・短期入所等）の利用を発熱等により断られた利用者等に係る訪問介護等の代替サービスの提供について、緊急的なサービス利用等やむを得ない場合に該当するものとして、利用者の課題分析（第6号）から担当者に対する個別サービス計画の提出依頼（第12号）に掲げる一連の業務の順序を変更することができるものとする。また、サービス利用開始前に一連の業務を行うべきではあるが、稲沢市内でも新型コロナウイルス感染症の感染者が確認され、各事業所において多数の利用者の対応に追われる状況を考慮し、サービス利用開始後に、一連のケアマネジメント業務を可及的速やかに実施することとして差し支えない。なお、その場合においても、実施結果に基づいて計画の見直しを図り、経緯等を確実に記録すること。

2 モニタリングの実施について

基準第13条第14号に規定するモニタリングについて、新型コロナウイルスによる感染拡大防止の観点から、次のような場合でモニタリングを実施しない場合は、運営基準違反に該当しないものとします。なお、モニタリングを実施しない場合でも、利用者本人や利用者家族、サービス事業者等に電話等で連絡し、状況の把握に努め、その具体的な内容を記録してください。

また、モニタリングを実施する場合は、短時間での面接となるよう簡略化を図り、密閉空間とならないよう換気を行い、密接場面とならないよう距離を空けるなど、可能な限り感染予防に配慮してください。

- 利用者の生活住居（入居施設を含む。）において訪問の制限をしている場合
- 利用者及び利用者家族からの訪問の拒否がある場合
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、利用者の同意を得た場合

3 アセスメントの実施について

基準第13条第7号に規定するアセスメントについて、新型コロナウイルスによる感染拡大防止の観点から、次のような場合でアセスメントを実施できない場合は、運営基準違反に該当しないものとします。なお、アセスメントを実施できない場合でも、利用者本人や利用者家族、関係者等に電話等で連絡し、状況の把握に努め、その具体的な内容を記録してください。

また、アセスメントを実施する場合は、密閉空間とならないよう換気を行い、密接場面とならないよう距離を空けるなど、可能な限り感染予防に配慮してください。

- 利用者が医療施設に入院している場合
- 利用者の生活住居（入居施設を含む。）において訪問の制限をしている場合
- 利用者及び利用者家族からの訪問の拒否がある場合

※ ただし、介護支援専門員は、解決すべき課題の把握をせずに居宅サービス計画を作成することはできないため、面接の趣旨を利用者及び利用者家族に対して十分に説明すること。

4 居宅サービス計画の説明、同意、交付について

基準第13条第10号、第11号に規定する居宅サービス計画の説明、同意、交付について、利用者宅への訪問を拒否された場合のほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、利用者の同意を得て利用者の居宅を訪問しない場合は、郵送等で計画書を送付し、電話等で内容を説明し、口頭で同意を得て、後日、計画書に同意の署名・返送してもらい、その経緯等を記録することで運営基準違反に該当しないものとします。

連絡先 稲沢市稲府町1番地 稲沢市役所市民福祉部高齢介護課
介護認定グループ 電話 0587-32-1292 (ダイヤル)